

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学弓道部」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は弓道を通じて部員相互の親睦を図るとともに弓道の研究と発展を目的とします。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 弓道に関する活動
- (2) 弓道に関する大会等への参加
- (3) 弓道に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、主将、女子責任者、副部長、副女子責任者、主務、会計、六武道、道場管理、渉外及び広報を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 弓道部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その人気は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。（部費は必要になった際徴収する。）

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年の 3 月までとし、年に 1 度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、主将にはその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願いを提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、種層にその旨を伝え、退部願いを提出する。

第 12 条 第 8 条において、主将は退部を希望する部員に対して、速やかに手続を行うものとする。また、役員である物は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 13 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(自己防止の義務)

第 14 条 弓道部の構成員すべてがジオを未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐために最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人名救助を最優先する。

(罰則等)

第 15 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた行為を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 16 条 本団体に規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1968 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。